

巻頭言

《表現の自由》が持つ能力の限界性への 言及は許されるか

岡安 喜三郎(一般社団法人 協同総合研究所・理事長)

昨年末、気になってある本を読んだ。『戦争における「人殺し」の心理学』^(*)(ちくま学芸文庫、デーブ・グロスマン著、安原和見訳)という何とも物騒な題名の本である。著者はアメリカ陸軍中佐であって心理学者である。当然にも軍隊や戦争の必要性を肯定する立場と思想の持ち主であるが、戦争のみならず社会における殺人問題に人間的・心理的考察が行われている特異な本である。私なりの要約はこうである。



「戦争では兵士は敵をすぐ殺す」と一般市民は思っているが、実際には戦争だからといって兵士は目の前の敵をすぐには殺すことはできなかった。兵士といえども人を殺すには強力な抵抗感があったからである。少なくとも第二次世界大戦まではそうであった。ここには、男女差、国家の差などは見られない。

しかしこれでは「戦力」にならない、何が抵抗感をもたらすのか、この抵抗感を除去するにはどうするか。それを研究・試行

する。そのために兵士への心理攻勢・洗脳。その内容は憎悪の嵐、物理的・心理的距離、集団の免責、徹底した差別感など(注：ここに多くのページが割かれていて、実際この本は軍の学校の参考書になったと著者は2009年改訂版に書いている)。以降、ベトナム戦争までの間に、殺人への抵抗感に打ち勝つための訓練技術が開発され、南ベトナムの地で実施された。

第二次世界大戦中、わずか15%から20%の戦闘員しか進んで自らのライフルを発射しなかった。朝鮮戦争では約50%。ベトナムではその数値が90%以上に跳ね上がった。

「心理戦の時代」、それは敵にではなく、「自国の軍隊に対する心理戦である」(p.390)。「この驚くべき殺傷率の上昇をもたらしたのは、脱感作(desensitization)、条件付け(conditioning)、否認防衛機制(denial defense mechanism)の三つの方法の組み合わせだった。」(p.390) 以上が前段の要約である。前段といってもボリュームの8割を占めている。

*1 原題：“ON KILLING - The Psychological Cost of Learning to Kill in War and Society”。原題には「社会における」が入っており、明らかにアメリカ社会を念頭に置いている。



著者は翻って、執筆時(1995年頃)のアメリカ社会の「暴力増加」に対し、「私たちの社会の亀裂が、メディアや対話型ビデオゲームの暴力と結びついて、我が国の子供たちに無差別に殺人の条件づけを行っている。そのメカニズムについて解明することが、最後の、そしておそらく最も重要な本書の目的だと思う」(p.31)と前置きし、最後の章を展開している。それは「暴力増加」がベトナム帰還兵に起因するという論調への反駁でもある。たしかに、逆に言えば訓練なしでも15%から20%は殺人に抵抗感のない「資質がある」ことになる。

その上で、「娯楽産業は、軍とまったく同じやりかたで若者を条件付けしている。一般社会は、命がけで軍の訓練と条件付けの技術を猿まねしている」(p.492)と指摘しながら、娯楽産業と軍には、決定的な違いがあると言う。「軍では対象が敵兵にしばらくされており、しかも権威者の命令にかならず従う」(p.479)という「安全装置」が徹底的にたたき込まれるのに、娯楽産業ではそういう「安全装置がない」からさらに危険だと著者は説く。

娯楽産業の危険性は大きく2つ、「むごい殺人描写」の繰り返し、条件反射攻撃のシミュレーションゲームであると、著者は言う。

そして、最後に著者は、こう述べる。

「武器の所有と携帯の権利を保証する修正第2条を書いたとき、合衆国憲法の起草者たちは<武器>の概念に都市を丸ごと蒸

発させられる大量破壊兵器が含まれる日がくるとは夢にも思わなかつただろう。同様に、今世紀の末になるまで、言論の自由(修正第1条)に大衆の条件づけと脱感作というメカニズムが含まれる日がくるとは想像もしなかつたにちがいない。」(p.496)

私とは戦争に対する全く立場の異なる著者が最後に展開したこの言論の自由(表現の自由の根幹)の「限界性」については、極めて示唆に富んだものであった。著者は決して「国家秘密保護」のために言論の自由に枠を設けるべきと主張しているのではない。



さて、問題はその後である。今年に入って風刺週刊誌「シャルリー・エブド(Charlie Hebdo)」への許しがたい卑劣な殺人襲撃が行われた。多くの報道が仏大統領などの言質を用いて「<テロ>対<表現の自由>」、「<テロ>対<反イスラム>」というふうに対峙させた。「Je suis Charlie」のスローガンがはびこり、これをホームページ・トップに載せているヨーロッパの協同組合陣営もある。

しかし、重要なのは「<テロ>対<反テロ>」であって、そこに《表現の自由》や、ましてや《反イスラム》を対峙させるのはフェアではないと感じたのは私だけではないと思う。いつか読んだ『戦争プロパガンダ10の法則』^(*2)を想起した。《表現の自由》や《反イスラム》が戦争プロパガンダになってはいないだろうか。

このことは新年1月8日の協同総研理事

会で述べさせてもらった。特に表現の自由は民主主義国家の形成条件として、権力との関係において市民に無条件に認められるのであって、他との関係では人々の間のバランスが考慮される余地を残さなくてはならない。例えば、他宗教、多民族などへの攻撃(「表現の自由」の名の下に)は、そこに非和協的な対立を助長・固定化させるに過ぎないと。

「ことばの暴力」がいじめなどの具現として語られるように、私人、少数者(マイノリティ)を誹謗し心に傷を負わせる(それは「民主主義プロセスの基準」(ダール^{*3})に満たない社会では「暴発」が否定できない現実)ような「自由」に絶対的価値があるとは思えない。現実のメディアにおいて、殺人描写以外でも、セックス描写、レイプ描写、児童ポルノ、差別用語など、さまざま

まな局面で「着地点」論議がされている。「身体的攻撃」は刑事犯罪として確立しているが、「精神的・心理的攻撃」については、やっとならハラスメントとして言及されるようになったばかりである。

そんな時、ローマ法王が、宗教を侮辱するような《表現の自由》には「限界がある」と述べたという(1/15)。その通りかなと思いつつも、だからと言って《表現の自由》の限界を、例えば法的にどう設けるかというテクニカルな枠組み論議への拙速は避け、それが持つ能力の限界性について、まず大いに論議されて良い。基本的人権とは何かにかかわる問題である。

その上で、テロリズムの撲滅について、社会構造の変革を含め、全地球的な議論が必要であろう。

*2 原題: "Principes élémentaires de propagande de guerre", アンヌ・モレリ (Anne Morelli) 著、永田千奈訳。邦訳版 2002年3月草思社刊。著者は、これらのプロパガンダの法則が戦争の時だけでなく、国内の社会的対立にも適用されていることを指摘している。

*3 "ON DEMOCRACY", by Robert A. Dahl, pp.37-38, Yale University Press, 2000。基準とは、1) 現実的参加、2) 投票における平等、3) はっきりとした理解、4) 議題のコントロール、5) 成人の包摂の5点。